

各 医 療 機 関 の 長 様

千葉県健康福祉部健康福祉政策課長
(公印省略)

2025年における医療機関ごとの具体的対応方針の今後の協議の進め方及び手続き等について (依頼)

本県の医療行政の推進につきましては、日頃から格別の御高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて県では、昨年度、一般・療養病床を有する医療機関を対象に、「2025年を見据えた構想区域（二次保健医療圏）において担うべき医療機関としての役割」及び「2025年に持つべき医療機能ごとの病床数」を含む個別の医療機関ごとの具体的対応方針（以下「具体的対応方針」という。）について調査を実施し、地域医療構想調整会議（以下「調整会議」という。）において協議を行いました。一方で、地域の実情等に応じて、2025年に担う役割・機能が随時見直されることが想定されることから、今後も調整会議において協議・確認を行いながら進めていくこととしたところです。

つきましては、報告済みの具体的対応方針に変更等が生じた場合の対応方法及び今年度以降の協議の進め方を下記のとおり整理しましたので、御了知いただくとともに、該当する変更等が生じた場合は、医療法第30条の5の規定に基づき情報提供をお願いします。

記

1 協議の進め方について

具体的対応方針や非稼働病棟の状況については、一覧表で管理することとし、順次更新を行うとともに、毎年度、調整会議で共有し、2025年時点の地域の状況について確認を行っていくこととします。

また、機能変更等を伴う病棟等の施設整備計画についても、整備内容等について調整会議において共有を進めていくこととします。

2 具体的対応方針を変更する場合の手続きについて

(1) 具体的対応方針を変更したとき

- ① 提出書類
 - ・ 病院・有床診療所に係る方針変更報告書（別紙様式1）
- ② 提出時期
 - ・ 随時（変更決定後、速やかにお願いします）
- ③ 調整会議での説明等
 - ・ 調整会議では、変更内容を反映した一覧表のほか、御提出いただいた変更報告書（別紙様式1）の写しを公表します。

- 調整会議での説明は事務局からまとめて行いますが、変更内容に対する個別の質疑や意見が出る可能性があるため、会議には原則として参加をお願いします（委員以外の医療機関はオブザーバーとしての参加となりますが、必要に応じて事務局から対応をお願いすることがあります）。

（２）医療機関の開設者を変更したとき

- ① 機能変更を伴う場合
 - 上記２（１）と同様の手続きをお願いします。
- ② 機能変更を伴わない場合
 - 特に手続きの必要はありません（事務局において一覧表の法人名等の変更のみ行います）。

3 病棟等の施設整備を行う場合の手続きについて

（１）新築（建替）、増改築等について

- ① 公立病院（病院事業）の場合
 - ア 対象となる整備
 - 病棟等の新築（建替）・増築等（病床機能の変更を伴わない整備を含む）
 - イ 提出書類
 - 病院・有床診療所に係る整備計画書（別紙様式２）
 - その他参考となる資料（該当がある場合のみ）
 - ウ 提出時期
 - 基本設計に着手する前年度の 11 月までに調整会議で共有が出来るように提出をお願いします。
 - 調整会議の開催時期は不定期であるため、具体的な提出期限については、事前に御相談ください。
 - エ 調整会議での説明等
 - 調整会議では、御提出いただいた書類の写しを公表します。
 - 調整会議に参加の上、整備計画内容の説明及び整備内容に対する質疑や意見が出た場合の対応をお願いします。
- ② その他の医療機関の場合
 - ア 対象となる整備
 - 病床数や病床機能の変更を伴う病棟等の新築（建替）・増改築等
 - イ 提出書類
 - 病院・有床診療所に係る整備計画書（別紙様式２）
 - その他参考となる資料（該当がある場合のみ）
 - ウ 提出時期
 - 供用開始までに調整会議での共有が出来るように提出をお願いします。ただし、地域医療介護総合確保基金を活用して整備を行う場合は、補助金交付の前年度までに調整会議で共有が出来るように提出をお願いします。
 - 調整会議の開催時期は不定期であるため、具体的な提出期限については、事前に御相談ください。

エ 調整会議での説明等

- 調整会議では、御提出いただいた書類の写しを公表します。
- 調整会議での説明は事務局からまとめて行いますが、整備内容に対する個別の質疑や意見が出る可能性があるため、会議には原則として参加をお願いします（委員以外の医療機関はオブザーバーとしての参加となりますが、必要に応じて事務局から対応をお願いすることがあります）。

(2) 内部改修等について

① 対象となる整備

- 病床数や病床機能の変更を伴う内部改修等

② 提出書類

- 病院・有床診療所に係る整備計画書（別紙様式2）
- その他参考となる資料（該当がある場合のみ）

③ 提出時期

- 供用開始までに調整会議での共有が出来るように提出をお願いします。
- 調整会議の開催時期は不定期であるため、具体的な提出期限については、事前に御相談ください。

④ 調整会議での説明等

- 調整会議では、御提出いただいた書類の写しを公表します。
- 調整会議での説明は事務局からまとめて行いますが、整備内容に対する個別の質疑や意見が出る可能性があるため、会議には原則として参加をお願いします（委員以外の医療機関はオブザーバーとしての参加となりますが、必要に応じて事務局から対応をお願いすることがあります）。

4 財政支援との関係について

(1) 特別交付税措置について

① 対象医療機関

- 病院事業債を起債して新築（建替）・増改築を行う公立病院

② 財政支援との関係

- 基本設計に着手する前年度の11月末までに総務省へ計画の提出が必要になり、地域医療構想との整合性を県が確認し、意見を付すこととなっています。
- 県が意見を付すに当たっては、整備計画の内容のほか、上記3（1）①の手続き（調整会議での協議状況）により整合性等を判断します。

(2) 特別償却制度について

① 対象医療機関

- 青色申告書を提出する法人・個人

② 財政支援との関係

- 「既存建物等を建替える場合」又は「既存建物等を増築・改築・修繕又は模様替する場合」で、調整会議の協議結果に基づき、いずれかの機能の病床を増やす場合（機能転換を含む）に制度の対象となります。
- 制度の利用に当たっては、調整会議での確認が必要になることから、上記3（1）②又は3（2）の手続きにより調整会議での確認とします。

③ その他

- 青色申告書提出時に必要な県の確認書の交付に関するお問合せは以下にお願いいたします。

千葉県健康福祉部医療整備課医療指導班 043-223-3884

<https://www.pref.chiba.lg.jp/iryuu/tetsuzuki/download.html>

(3) 地域医療介護総合確保基金事業について

① 対象医療機関

- 各種補助事業の対象医療機関

② 財政支援との関係

- 調整会議において具体的な整備計画を確認済となった事業を優先して、国が基金配分額の調整を行うこととしており、上記3の手続きにより調整会議での確認とします。

③ その他

- 補助事業の内容及び申請方法等については、各事業の担当課に御確認ください。

5 非稼働病床について

今年度以降、医療整備課が実施する「非稼働病床調査」（各年度7月1日現在の非稼働病床の有無・理由に関する調査）の結果を取りまとめて、調整会議で共有・確認することとします。

6 提出先等について

現時点における各医療機関の具体的対応方針及び別紙様式の電子データについては、ホームページに公表していますので、必要に応じて御確認ください。

また、各種提出書類については、電子メール又は郵送にて御提出をお願いします。

【ホームページ】

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/keikaku/kenkoufukushi/chiikiiryookousou.html>

ホーム > くらし・福祉・健康 > 健康・医療 > 保健医療政策 > 地域保健医療連携・地域医療構想調整会議

【提出先】

電子メール：chihuku@mz.pref.chiba.lg.jp

郵送：〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1

千葉県健康福祉部健康福祉政策課 地域医療構想推進室

【問合せ先】

〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1

千葉県健康福祉部健康福祉政策課 地域医療構想推進室 藤原

TEL 043-223-2608 (直通) FAX 043-222-9023

E-mail chihuku@mz.pref.chiba.lg.jp (組織)

病院・有床診療所に係る方針変更報告書（具体的対応方針）

1 基本情報等（変更事項は該当項目に☑）

法人名	
医療機関名	
所在地	
変更事項	<input type="checkbox"/> 今後担う役割 <input type="checkbox"/> 病床機能

2 2025年において担う役割（昨年の報告から変更がある場合のみ該当項目に○）

	がん	脳卒中	心血管疾患	糖尿病	精神疾患	救急	災害	周産期	小児	在宅	その他
変更前											
変更後											
その他の内訳 及び補足等											

3 病床機能及び入院料（昨年の報告から機能別病床数の内訳に変更がある場合のみ記載）

	変更前	変更後	届出予定の入院料
4 機能 合計	床	床	
高度急性期	床	床	
急性期	床	床	
回復期	床	床	
慢性期	床	床	
人間ドック等	床	床	
休棟等	床	床	
廃止予定	床	床	
介護施設等への移行予定	床	床	

4 病床機能を変更する理由等（機能別病床数を変更する場合のみ）

--

病院・有床診療所に係る整備計画書（具体的対応方針）

1 基本情報

法人名	
医療機関名	
所在地	

※ 移転の場合、所在地欄には現在地と移転先を二段書きにしてください。

2 整備内容等（該当項目に☑）

整備内容	<input type="checkbox"/> 新築(建替含む)	<input type="checkbox"/> 増築	<input type="checkbox"/> 改築	<input type="checkbox"/> 転換(内部改修等)
財政支援	<input type="checkbox"/> 特別交付税措置	<input type="checkbox"/> 特別償却制度	<input type="checkbox"/> 県補助金	

※ 財政支援については、提出時点で申請予定の内容を記載してください。

3 今後担う役割（該当項目に○）

	がん	脳卒中	心血管疾患	糖尿病	精神疾患	救急	災害	周産期	小児	在宅	その他
整備前											
整備後											
その他の内訳 及び補足等											

4 整備後の診療科

診療科名	整備前	
	整備後	

5 病床機能及び入院料

	整備前	整備後	届出予定の入院料
4 機能 合計	床	床	
高度急性期	床	床	
急性期	床	床	
回復期	床	床	
慢性期	床	床	
人間ドック等	床	床	
休棟等	床	床	

6 病床機能を変更する理由等（現在と整備後の機能別病床数を変更する場合のみ）

--

7 地域の医療機関との連携やネットワーク化に対する考え

--

8 整備スケジュール

供用開始予定	年	月予定
その他補足		